

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		罰則
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条第1項の刑を科する。
処  分	関 係 条 項	条例第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主 (2) 第5条、第6条、第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者) (3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積の減少により第6条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者 (4) 第10条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者 2 前項第2号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
	基 準  (未設定の場合はその理由)	未設定 (不利益処分をするかどうかの判断基準が条例に具体的に規定されている。)
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	年 月 日 設 定 ( 年 月 日 最 終 変 更 )